



今、憲法問題を語る

— 憲法問題対策センター活動報告 —

第20回 シンポジウム「解釈改憲・立法改憲って何？」開催

憲法問題対策センター委員長代行 菅沼 一王 (34期)

解釈改憲・立法改憲の動き

東京弁護士会は、年度末の2011年3月8日午後6時から、弁護士会館クレオにおいて、内藤光博氏（専修大学教授）、坂田雅裕氏（元内閣法制局長官・弁護士）、孫崎享氏（元外務省国際情報局長・元防衛大学校教授）をパネリストに迎え、私がコーディネーターを務めて、シンポジウム「解釈改憲・立法改憲って何？」を開催した。

近時、憲法改正手続を経ることなく、解釈や立法によって、憲法が改正されたと同じような実態を生じさせようとするのではないかという、いわゆる解釈改憲・立法改憲が、特に憲法9条をめぐる問題となっている。

最近の具体的な動きとしては、2009年12月に提出された内閣法制局長官の国会答弁を認めないとする国会法改正案や、首相の諮問機関「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」（新安防懇）が2010年8月に取り纏めた報告書「新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想—『平和創造国家』を目指して—」の影響の下に同年12月に閣議決定された新「防衛計画の大綱」などが問題となる。

防衛政策と憲法

自衛隊の憲法適合性自体問題であるが、これまでの政府解釈などにおいては、専守防衛・集団的自衛権行使の禁止・PKO参加五原則・自衛隊の武力行使の禁止・非核三原則・武器輸出三原則・武力行使一体化論等、我が国の防衛政策や自衛隊の活動をかろうじて憲法との適合性を有する範囲内にとどめ

ようとする努力はなされてきたといえよう（本当に憲法の範囲にとどまっているか否かは意見が分かれるであろう）。

しかし、「本懇談会が強調したいことは、憲法論・法律論からスタートするのではなく、そもそも日本として何をなすべきかを考える…これまでの自衛権に関する解釈の再検討はその上でなされるべきである。」という新安防懇の報告書の文言に象徴されるように、最近では、もはや憲法との適合性を乗り越えた議論がなされているのではなかろうか。さすがに、新防衛大綱では、「我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を整備すると我が国防衛の基本方針を引き続き堅持する。」としている。しかし、具体論においては、実際には前記の諸原則が見直されていく危険性はないのであろうかが危惧される。

問題提起からさらなる議論へ

シンポジウムでは、坂田雅裕氏からは従来の政府解釈についての詳細な説明がなされ、孫崎享氏からは新安防懇の報告書や新防衛大綱の前提にあるとされる日米同盟の強化の実態が話され、内藤光博氏からは護憲の立場の憲法学者として解釈改憲・立法改憲の動きに対する危惧が述べられた。

到底、この日に語り尽くせる課題ではなく、われわれは、いかにして平和を構築していくかを考え続けていかなければならないと思いを強くしたシンポジウムであった。